

嶺南広域行政組合職員の旅費及び費用弁償に関する条例

平成 9 年 7 月 1 日
条例 第 1 6 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号
平成 27 年 7 月 30 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、嶺南広域行政組合職員に対して支給する旅費及び費用弁償（以下「旅費等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(旅費等)

第 2 条 常勤の特別職の職員及び一般職の職員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 臨時又は非常勤の職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

(旅費等の支給)

第 3 条 職員の旅費支給については、管理者の属する市町の職員の旅費に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 第 3 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までの間、敦賀市職員の旅費支給に関する条例の例によるものとする。

附 則（平成 27 年 7 月 30 日条例第 5 号）

この条例は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の附則第 1 項の規定は、平成 27 年 4 月 30 日から適用する。